

○三芳町芸術文化コンクール等出場奨励金交付要綱

令和4年5月31日

告示第183号

(目的)

第1条 この要綱は、全国規模、国際規模で行われる芸術文化分野におけるコンクール、公募展等（以下「コンクール等」という。）に出場、出品又は優秀な成績を収めた者に奨励金を交付し、本町の芸術文化の推進及び水準向上に資することを目的とする。

(対象となるコンクール等)

第2条 奨励金の交付の対象となるコンクール等は、全国規模、国際規模で広く参加者を募り、国、地方公共団体、公益財団法人、報道機関その他公益性が認められる団体が主催、共催又は後援するコンクール等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 予選会、審査会等で厳正かつ明確な基準により選抜されて出場又は出品するコンクール等
- (2) 町長が別に定める基準に該当するコンクール等

2 前項の規定に関わらず、予選会、審査会等の選抜を経ることなく出場又は出品するコンクール等においては、3位まで入賞又はこれと同等の成績を収めた場合とする。

(対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、対象となるコンクール等に出場又は出品した次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する個人
- (2) 町内に在勤、在学する個人
- (3) 町内に活動の本拠を有する団体で、その構成員のうち、町内に住所を有する者が過半数を占める団体
- (4) その他町長が特に認める個人、団体

2 前項の規定に関わらず、同一年度内において次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象としない。

- (1) 三芳町スポーツ大会等出場選手奨励金交付要綱（平成31年三芳町告示第58号）による交付決定者が同一の大会等を重複して申請する者
- (2) 三芳町立小・中学校児童・生徒の代表派遣に係る旅費等補助金交付要綱（平成4年三芳町教育委員会要綱第5号）による補助対象者

(奨励金の額及び回数)

第4条 奨励金の額は、別表に定める額とする。ただし、奨励金の交付は、同一年度1人又は1団体につき1回までとする。

2 前条第1項第1号の規定に該当する個人が町外に拠点を有する団体に所属し、団体としてコンクール等に出場又は出品した場合は、前項の規定にかかわらず、個人の額を適用するものとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三芳町芸術文化コンクール等出場奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる関係書類を添え、コンクール等が開催された同一年度内に町長へ提出しなければならない。ただし、コンクール等が3月に開催された場合は翌年度の4月20日までに提出するものとする。

(1) コンクール等の内容がわかる開催要項等

(2) コンクール等の成績がわかる書類

(3) 団体の場合、すべての構成員の氏名と住所が記された名簿

2 同一のコンクール等において、複数の部門に出場又は出品した者は、別表におけるいずれかの区分で申請するものとする。

3 申請者は、三芳町芸術文化コンクール等出場奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に記載した団体名、申請者名、コンクール等の名称及び成績について、町のホームページや広報媒体でその功績を公表することに了承しているものとする。

(奨励金の交付決定)

第6条 町長は、奨励金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査を行い、奨励金の交付すべきものと認めるときは、奨励金の交付を決定する。

2 町長は、当該申請に係る書類等の審査において、必要と認める書類を申請者に追加して提出させることができる。

3 町長は、奨励金の交付を決定したときは、三芳町芸術文化コンクール等出場奨励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付決定の取消し)

第7条 町長は、奨励金の交付決定又は奨励金の交付を受けた者に偽りその他不正な行為があったと認められる場合は、奨励金の交付決定を取り消し、又はすでに交付した奨励金の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日以後に開催されるコンクール等から適用する。

別表（第4条関係）

大会規模	区分	金額	
全国規模	個人	10,000円	
	団体	30,000円	
国際規模	個人	国内開催	10,000円
		国外開催	別途協議を行う。
	団体	国内開催	30,000円
		国外開催	別途協議を行う。